

藏俊著『唯識論菩提院鈔』中の論義

「且就有体」&「境亦同此」について

鷺川祥美

Arguments regarding “Yaku-Shū-Utai” and “Kyō-Yaku-Dō-Shi” in Zōshun’s “Yuishikiron- Bodaiin-Shō”

Sachiyo Shi Ninagawa

Summary

This study examined arguments regarding “Yaku-Shū-Utai” and “Kyō-Yaku-Dō-Shi” in Zōshun’s “Yuishikiron-Bodaiin-Shō”. They are arguments of the Japanese Hossō Sect of Buddhism in the middle ages.

In “Yaku-Shū-Utai”, Zōshun argued that an object of śraddhā is praiseworthy for bodhisattva. In “Kyō-Yaku-Dō-Shi”, he argued a difference of opinion between “Jō-Yuishiki-Ron” and “Goun-Ron” about an object of śraddhā. It appeared that “Yaku-Shū-Utai” and “Kyō-Yaku-Dō-Shi” were arguments for bodhisattva’s practice.

Received Sep.30.2006

それぞれの現存資料の出挿は、

Key words: arguments, object of śraddhā, praiseworthy for bodhisattva, “Jō-Yuishiki-Ron” and “Goun-Ron”, bodhisattva’s practice

平安時代末期に興福寺に住した法相宗の学匠、藏俊（一一〇四～一一八〇）は、『成唯識論』十卷に関する論義を集大成した『唯識論菩提院鈔』や『変旧抄』と呼ばれる鈔本を著したことで知られている。

これまで、彼の著した『成唯識論』十卷に関する論義鈔として、活字化されているものは、『大日本佛教全書』第二十三卷所収の『唯識論同学鈔』に紛れ込んでいた『論第六卷菩提院鈔』四帖のみであった。

ひしめで、奈良市西の京の法相宗大本山藥師寺において、『論第六卷抄菩提院』六帖と、『論第六卷同學鈔 菩提院』七帖のうち四帖を管見する。機会に恵まれ、これらがいずれも、藏俊の『唯識論菩提院鈔』や『変旧抄』と呼ばれる鈔本であることが判明した。

現在、その全容を解明すべく研究を行つてゐるが、拙稿「藏俊著『唯識論菩提院鈔』と『変旧抄』の中の論義「約入仏法」について」（『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』第五号・平成十七年三月三十一日発行）に於いて、『論第六卷抄 菩提院』六帖と、『論第六卷抄 菩提院』六帖、『論第六卷同學鈔 菩提院』七帖のうち四帖の成立や論義の同異なることを発表し、特に『成唯識論』卷第六に善の心所の十一を明かす段において、初に説かれる「信の心所」についての問題について扱つた論義「約入仏法」について、翻刻、内容紹介などを行つた。

ただし、信の心所の問題について扱つた論義には、「約入仏法」の他、「且就有体」と「境亦同此」の一論義が存在する。そりや、本論では、これらの一論義についての考察を行いたいと考える次第である。

・・・『論第六卷抄 菩提院』六帖内第一（藥師寺藏）

②「境亦同此」

・・・『論第六卷抄 菩提院』四帖内第一（仏全二三・一二二下）
一三下）

である^①。

残念ながら『論第六卷同學鈔 菩提院』六帖内第一（藥師寺藏）論義は含まれていない。

まず、「且就有体」「境亦同此」について、それぞれ新出の資料である『論第六卷抄 菩提院』六帖内第一を底本として翻刻、書き下しを行い、大意を通して思想研究を行う。なお、本文中の傍線部は、対校本とした『論第六卷菩提院鈔』四帖内第一（仏全二三所収）と相違する箇所を示し、（）内に『論第六卷菩提院鈔』の文を記した。

①「且就有体」（『論第六卷抄 菩提院』六帖内第一）

〔翻刻〕

問。対法論中。明「信心所」。於「實有体」。起「忍可信」云々（文）。爾者此文。可「通」有無諸法」耶。答。灯云。且就有体云々（文）。故可「限」有体（なし）法也。付「之」。忍可信。寬縁「有無諸法」。対法論意。何不「說」無法（法耶）。況今論（論中）說「一信實有」。既通「有無諸法」。彼論云「實有体」。例亦可等（然）。依之大師対法抄中。若諦非諦諸法之中。

皆信忍可。名「信」有体云々（文）。本疏顯揚対法五

蘊論等雖「文同」此之积。其意又以同之。了義灯解釈不明（なし）如何可「言」（なし）耶。

答。明「信心所」。有「四論說」。所述多重。所謂顯揚対法最狭。但限「有体法」。五蘊論中。雖兼「攝」去

來等無法。偏是諦所攝法。不「通」太（大）虛空等非諦法」。唯此論意所說最寬。通「有無法」。包（苞）

諦非諦」。義灯前後文。其意在「之」。何亂諸論意趣。令「通」対法文於無法」耶。況論文既云（云謂）

於實有体起「忍可信」（行信）。豈乍「出」此文。問「可說」無（無体）法耶。今論云「一信實有」謂於諸法実事理中。顯「有」（なし）有無諸法「實有」有無事理。不「同」彼論置

有体言。不「可」三論令「齊同」也。但於「忍可信」有。

第六卷菩提院鈔 四帖内第一（仏全二三所収）と相違する箇所を示し、（）内に『論第六卷菩提院鈔』の文を記した。

①「且就有体」（『論第六卷抄 菩提院』六帖内第一）

〔翻刻〕

問。対法論中。明「信心所」。於「實有体」。起「忍可信」云々（文）。爾者此文。可「通」有無諸法」耶。答。灯云。且就有体云々（文）。故可「限」有体（なし）法也。付「之」。忍可信。寬縁「有無諸法」。対法論意。何不「說」無法（法耶）。況今論（論中）說「一信實有」。既通「有無諸法」。彼論云「實有体」。例亦可等（然）。依之大師対法抄中。若諦非諦諸法之中。

皆信忍可。名「信」有体云々（文）。本疏顯揚対法五

大旨。同「四論説」。略標三種信。諸論（論説）同故也。

問。猶不明（難云）。今論文。雖云「實有」。既有（なし）通「無法」。對

法論説例亦可同。是以悉案「文意」。有者。不但有法。兼「無法」。有

有「無法」。有法實有「有相」。無法實有「無相」。故約「有

無法」。俱立「有名」。如今論中云「一信實有」。寬苞「有無」。

體者。非「偏有體」。有「有」有「有體事」。無「有」無「體事」。有

無諸法。俱（なし）有「體事」故。同得「體稱」。如「本頌云」所

緣事不同。有無皆體事。若爾於實有體起忍可

信文（之文）。可云「普說」（可說）有無諸法。有「何所積（見）」。必限

有體法

耶。故（なし）對法抄若諦非諦之解釈。尚可述「彼論」

意。況若彼文。不顯「對法論意」。一具文（文云）此言意

顯設信空無亦生信故。豈非「對法論意」乎（耶）。以是（此）

無諸法也。（也。如何耶。）

答。先於（出於）「實有體文」（之文）。被難（なし）兼「無法」事。設雖

一端

決折之筵。頗以「暗文章」。若如「疑難」。諸說有

體之（なし）文。併可包（通）無法歟。若爾以「何文言」。詮「顯有

體法」。恐聖教施設。全無定說。有無差別難弁。設（所以設）

單云「有」。又偏云「體」。可云「通」無法。今既說「有體」。何

互無體法」耶。故不可全同「一信實有之文」。所緣

事不同本頌。對法抄訛。如「前重成申」。依「今論」

意。寬顯「忍可信相」。是彼論名「有體信」云也。不云

對法文所説通「非諦法」。但（但於）一具文此言意顯

設信空無亦生信故者。還成「唯識意」。顯「忍可」

信所緣是寬。不爾上下文。深成「相違」。次疏雖

文同此之訛。彼論中略標三種信。與此論同。委

（委明「信所緣」。二論稍異。疏文同）

辺。燈枳異「異方」。故燈云。雜集論中。略標同此。境業少

異。文疏燈相違。此文被會畢。仍無過。

或又以「別義」。料「簡文意」者。對法論文。同「今論意」。通

有無法。其旨如「疑難」。但約「且就有體之文」。且簡「相濫」。

恐或者云「唯限有法」。不如「今論」云也。例如丙十地論凡

夫我相障云下此名不然。此障之體。非「唯我」故上。顯

疏意。云「以「彼名濫」故。云「不然」。非甲レ不知我通攝」

執矣。

又云。對法論云。有體。有德。有能者。其義而狹。不攝「無

體。無德。無能」。故忍可。清淨希望者。其義寬通「無法。無

德等」也。雖舉「忍可」等寬名。且依「殊勝」。說「有體等」也。

是以若諦非諦皆信忍可并此言意顯設信空無亦生信

故等文。顯「忍可」等名寬之名。雖然論文舉「寬名」。取

狹義故。限「有體等」文不說「無體等」。故彼抄云。此

中且舉「殊勝境」。顯「信所緣」文。）

〔書き下し〕

問ふ。『對法論』の中、信の心所を明すに、「実有の体に於いて、忍可の信を起こす」と云々（の文）。爾らばこの文は、有無の諸法に通すべき耶。答ふ。『灯』に云く。「且就有体」と云々（の文）。故に有体（なし）の法

に限るべきなり。之に付いて、忍可の信は、寛く有無の諸法を縁ず。『対法論』の意、何ぞ無法を説かず（耶）。況んや『今論』（中）に「一には実有を信する^④」と説けるは、既に有無の諸法に通す。彼の論に「実有の體^⑤」と云へり。例ふるに亦た等（然）なるべし。之に依りて、大師の『対法抄』の中、「若し諦・非諦の諸法の中、皆信の忍可を有体を信ずと名づく^⑥」と云々（の文）。『本疏』と『顯揚』『対法』『五蘊論』等は、文はこの釈と同なりといえども、其の意はまた以つて之に同じ。『了義灯』の解釈は不明（なし）なり。如何が言ふべき（なし）耶。

答ふ。信の心所を明すに、四論の説有りて、所述多重なり。所謂『顯揚』『対法』最も狹し。但有体法に限る。『五蘊論』の中には、兼ねて去・来等の無法を摂すといえども、偏に是れ諦所摂の法にして、太（大）虚空等の非諦の法には通じず。唯だこの論の意のみ所説は最も寛くして、有無の法に通じ、諦・非諦を包（苞）みたり。『義灯』の前後文。其の意は之に在り。何ぞ諸論の意趣を乱して、『対法』の文を無法に於いて通ぜしむ耶。況んや『論』の文に、既に云く。（謂わく）「実有の体に於いて、忍可の信（行信）を起こそ」と。豈に此文を出しながら、無（体）法を説くべしと問はん耶。『今論』に「一には実有を信する。謂く諸法の実の事と理との中に於いて」と云ふは、有無の諸法には實に有無の事理の有りと顯す。彼の論に有体の言を置くには同じからず。二論を斎しく同せし論むるべからざるなり。但し忍可の信は有無の法を縁するに、『対法論』の文を尽して説くべしと云ふ難に於いては、誠に忍可の信は有無の法を縁ずるとも、境の（顯な）勝なる相に約して、且く有体と説く。此れ乃ち論文は理を尽くざざる也。無法を縁することを遮すにはあらず。文の中に唯の字無きこと、即（則）ち此の意也。故に『灯』に云く。（なし）「且く有体に就きて、唯の言を説かず。爾らざれば信が過未等の法を縁

づるに、豈に有体ならん耶」と云々（の文）。次に『対法抄』の「若し諦・非諦」の文に至らば、文の始終を案するに、今論の説を引きて、『対法論』の三種の信に相配するの中、『今論』所説の実有の信を『対法』には有体（対）認可と名づくと顯す也（なし）。謂く諦・非諦の諸法の中、忍可の信をば、『対法論』には狭く有体に就きて名を立て、有体の信と名づくと云ふ也。有体（諦）の言に諦・非諦の諸法を摂すと云ふにはあらず。之に由りて『抄』の下の文に（云く）、「此の中、且く三の殊勝の境を挙げ、信の所縁を顯す。無法（等）の中に於いて、實に亦た信を生ず」と云々（の文）。若し上の文に「若し諦・非諦の諸法の中」と云へるは、是れ『対法論』の意なりとは、尤も下の文に違す。明らかに知んぬ。『対法抄』の意（心）は、『了義灯』の解釈に同なり。『本疏』の「文此れに同といえども」の釈は、且く大旨に就きて、四論の説を同とす。略して三種の信を標することは、諸論（論の説）に同なるが故也。

問ふ。猶、『今論』の文、明らかならず。（難じて云く。）実有と云ふといえども、既に有は（なし）無法に通す。『対法論』の説に例ふるに亦た同なるべし。是れを以つて悉く文意を案するに、有とは、但だ有法なるにあらず。兼ねて無法も有り。有法には實に有相があり、無法には實に無相がある。故に有無の法に約して、俱に有の名を立つ。『今論』の中には「一には実有を信する」と云ふが如く、寛く有無を苞む。体とは、偏に有体にはあらず。有には有の体事が有り、無には無の体事が有る。有無の諸法に俱に（なし）体事が有るが故に、同じく体の称を得る。『本頌』に「所縁の事は不同なり」と云ふが如し。有無は皆体の事なり。若し爾らば「実有の体に於いて、忍可の信を起こそ」の文、普く有無の諸法を説く（可き）と云べし。何れの所釈（見）有りて、必ず有体法に限る耶。故に（なし）に『対法抄』の「若し諦・非諦」の解釈、尚彼の論意を述べべし。

況んや若し彼の文、『対法論』の意を顕さざらんや。一具の文に（云く）、
「此の言の意は、設ひ空無を信ずとも亦た信を生ずるを顕すが故に^⑯」。豈
に『対法論』の意にあらざる乎（耶）。是れ（此）の文の理を以て見れば、
文は此れ之の（なし）『疏』の釈も同なりといえども猶し『対法』の文を
以て有無の諸法に通ずるを許す也。（如何ん耶。）

答ふ。先ず実有の体の文に於いて（出だすに）、無法を兼ね（ること難
なら）しむる事、設ひ一端決択の筵といえども、頗る文章に暗きを以て、
若しくは疑難の如し。諸の有体と説く（の）文、併びて無法に包む（通
ず）べき歟。若し爾らば何の文言を以て、有体法を詮じ顕さん。恐らく
は聖教の施設なり。全きに定説無し。有無の差別は弁じ難し。（所以は）
設ひ単に有と云ふ。又偏に体と云ふ。無法に通ずること有るべし。今既
に有体と説く。何ぞ無体法に互る耶。故に全きに「一に実有を信ずる」
の文、「所縁の事は不同なり」の本領と同なるべからず。『対法抄』の釈、
前に重ねて成り申すが如し。『今論』の意に依りて、寛く忍可の信相を顕
す。是れ彼の論に有体の信と名づくなりと云ふ也。『対法』の文の説く所
非諦の法に通ずとは云はず。但し一具文に「此の言の意は、設ひ空無を
信ずとも亦た信を生ずるを顕すが故に」（於いて）とは、還りて唯識の意
を成す。忍可の信の所縁の是れ寛なるを顕す。爾ざれば上下の文、深
く相違と成る。次に『疏』の「文此れに同とすいえども」の釈、彼の論
の中に略して三種の信を標すことは、此の論と同なり。委しく（信の所
縁を明すことは、二論やや異なれり。『疏』文は同なる辺は同にして、
『灯』釈は異方は異なり。故に『灯』に云く。「雑集論の中に、略して標
すること此れ同なり。境と業と少し異なり」の文、『疏』と『灯』と相違
せり。此の文会せしめ畢んぬ。仍ち過無し。

或いは又た別義を以て、文意を料簡すれば、『対法論』の文、『今論』

の意と同にして、有無の法に通ず。其の旨疑難の如し。但し「且就有体」
の文に約して、且く相濫を簡ぶ。恐らくは或る者の唯だ有法に限ると云
ふは、『今論』にしかずと云ふ也。例ふるに『十地論』に凡夫の我相の障
を、此の名然らず、此の障の体。唯だ我にあらざるが故にと云ひ、『疏』
の意を顕すに、彼の名の濫るるを以ての故に、然らずと云ひ、通じて二
執に撰するを知らざるにあらずと云ふが如き矣。

又云く。『対法論』に云く。「有体・有徳・有能」とは、其の義は而し
て狭し。無体・無徳・無能を撰めざるが故に。「忍可・清淨・希望^⑰」とは、
其の義は寛く無法・無徳等に通ずる也。忍可等の寛き名を挙ぐるといえ
ども、且く殊勝に依りて、有体等と説く也。是れを以て「若し諦・非諦、
皆信の忍可」、併びに「此の言の意は、設ひ空無を信ずとも亦た信を生ず
るを顕すが故に」等の文、忍可等の名は寛の名たるを顕す。然りといえ
ども、『論』の文に寛の名を挙げ、狹義を取るが故に、有体等に限るの文
には、無体等を説かず。故に彼の『抄』に云く。「此の中に且く三殊の勝
境を挙げて、信の所縁を顕す」の文。)

〔大意〕

そもそも本論義は、『成唯識論』卷第六に「信」について

云何為信。於實・徳・能深忍・染・欲心淨為性。

といい、信が實・徳・能をよりどころとし、忍・染・欲を因果とするた
め、心を淨にすることを性とするという文のあることについて、『成唯識
論』では、

雜集論中略標同此。境・業少異「彼云」。顯揚說境相似。俱云レ於一
有体・有徳・有能。且就「有体」不說「唯言」。不爾信緣過未等法。
豈有体耶。因果・自性正同此論。彼云忍可・清淨・希望為體。

と解釈しているが、『大乗阿毘達磨雜集論』(『対法論』) 第一には、

信者。於有体有徳有能忍可清淨希望為体。樂欲所依為業。謂於實有
體起忍可行信。⁽¹⁾

とあり、『対法論』が信について実有の体において忍可の信を起こすというのだが、「有体」に限定する解釈であれば、信が過去や未来といった無体の法をよりどころでできないという問題について論義したものである。

その大意を述べると以下の通りである。

問①『対法論』が、信の心所を明かす際に、「実有の体において、忍可の信を起こす」という。この文は、有無の諸法に通じていえることなのか。
答①『了義灯』に「且く有体に就いて」とあるので、『対法論』の文は「有体の法に限る」と考るべきであるといふ。
しかし、これについて、忍可の信は、有体のみでなく無体の諸法をも対象とすべきものである。『対法論』では、どうして無法を説かないとするのか。『了義灯』の解釈は不明であるといい、(問②)さらにそのことを問うている。

答②信の心所を明す四論の所説は多重であるといい、『顯揚論』『対法論』は最も狭く、「但有体法に限る」とする。『五蘊論』では、信の忍可の対象に過去・未来等の無法は含むといつても、諸所攝の法として含むのであって、虚空等の非諦の法は含まない。ただし、この論の所説は最も寛く、有無の法に通じ、諦・非諦をも包んでいるのである。

また、『成唯識論』では、有無の諸法には実に有無の事理があるといふ。『対法論』とは意図が異なるのだ。それ故、一論を同じ基準で解釈しては

ならないという。
さらに、忍可の信は有無の法を対象とすることを『対法論』の文で説き尽くしなさいといわれるなら、誠に忍可の信は有無の法を対象とするが、勝れた対象を見ることを視点として、しばらく有体と説くと答えるという。これは、無体法を対象としないというのではない。それゆえ、『了義灯』には「且く有体に就いて、ただ有体のみという唯の言を説かない。そうでないなら、信が過去・未来等の法を対象とできなくなる」という。

次に『対法抄』では、「諦・非諦の諸法」の文が見えるが、これは、『成唯識論』の説を引いて、『対法論』の三種の信に相配しているものであって、『対法論』の「有体に就いて」との文との整合性はないのである。ところで、『成唯識論述記』の「文これに同とすいえども」という解釈は、大旨に就いて、四論の説を同じとする考え方である。略して三種の信を標して、諸論の説を会通しようとするものである。

問③『成唯識論』の「一には実有を信する」の文について、実有といつても、有とは、ただ有法だけとはいはず、無法も有るのである。有法には実に有相があり、無法には実に無相が有る。それ故に有無の法については、俱に有といえるのである。体も、偏に有体のみではなく、有には有の体事が有り、無には無の体事が有るのである。有無は皆体のことである。もしそうであるなら、「実有の体に於いて、忍可の信を起こす」の文は、ことごとく有無の諸法を説いているといえるであろうし、『対法抄』の「諦・非諦」の解釈や、「この言の意は、たとえ空無を信じても信を生ずるを顕すが故に」との文から、『対法論』の文そのものからも有無の諸法に通じていることがいえるのではなかろうか。

答③まず「実有の体」の文について無法を兼ねることは、承服しがた

いという。さまざまな有体を説く文のすべてに無法を兼ねることになつてしまはないかともいう。もしそうであるなら、どのような文言で、有

体法を的確に表現できるであろうか。恐らくは聖教の施設によるしかな

く、全く定説の無いことになるので、有無の差別は表現し難いのである

とし、『対法論』と『成唯識論』や、『成唯識論述記』と『成唯識論了義

灯』の相違点や会通の仕方を詳述している。

また、『対法論』の文を、『成唯識論』の意と同じとし、有無の法に通じるところは、恐らくは「有法に限る」という解釈は、『成唯識論』の

みのものであるという誤解から生じたものだと述べている。

さらに『対法論』の「有体・有徳・有能」は、その義が狭く、無体・無徳・無能を撰めていないが、「忍可・清浄・希望」は、其の義が寛く無法・無徳等に通じるので、忍可等の寛い名を挙げていいとはいっても、殊勝に依つて有体等と説くのだと述べており、最後には『対法抄』の「この中に且く三殊の勝境を挙げて、信の所縁を顯す」の文によつて論義を終えているのである。

以上が大意であるが、この論義は、『対法論』の「実有の体において忍可の信を起こす」という文について、唯識教学での会通を目指すものである。『対法論』所説の信の心所の対象を明かす際に、有体に限るか、無体の法をも含むかについて詳細な論義を展開しているのである。藏俊が、『対法抄』の「三殊の勝境を挙げて、信の所縁を顯す」との文を最後に引用した意団は、あくまでも、殊勝な境を認可することこそ、大乗仏教の菩薩道を歩むものが「信」を学ぶ重要な意団であることを示してはいな

いであろうか。

② 「境亦同此」（『論第六卷抄 菩提院』六帖内第一）

〔翻刻〕

問。五蘊論中。釈「信心所」（所云々）。謂於業果諸諦宝（法）中云々（等文）。

爾者（なし）為レ同ニ今論所説實有信所縁。ハタ（將）如何。灯（答）。

燈亦同レ此云々（文）。付レ（意顯也。付）之今論中。以レ有無諸法。俱

為レ信。

所縁。而五蘊論文。判「業果諸諦」。偏限「有法」見タリ。

寬狭不レ既不レ同。如何云同耶。況對法。顯揚之（なし）說與レ此論異也。五蘊論文。亦可不同耶。

灯云○顯揚略レ果。五蘊同レ此。但因果具說。彼云極

寬狭不レ既不レ同。如何云同耶。況對法。顯揚之（なし）說與レ此論異也。五蘊論文。亦可不同耶。

正符順心淨為レ性。符順之言。通「忍欲」。○境

亦同レ此。彼云。謂於「業果諸諦寶中」。業果即

諦。總是此論實事理也云々。二諦章云。諦

者實義。有如實有。無如實無。有無不虛名之為

諦云々。

秘云。論四。此論總談。五蘊別列。亦不レ相違云々（なし）

私云（答）。五蘊論諸諦言。寬包「四諦二諦」。二諦各有二

四重。其中世間世俗。是瓶軍林我有情等也。

此即無体法也。同ニ今論有無事理俱名「實有」

信。若爾灯業果即諦惣是此論實事理

也之狀。深探論意趣者也。

問。見一（講匠所答。似レ有「相違」。見）五（広五）蘊論釈（私云。此文

云。業者。福非福等三業。果者。ヨル（預流）等四果也。諦者四諦文。如何違釈論意如レ是判耶。

答。凡護法論主意。依（任）無着。天（世）親釈。立其宗義（義給）。而明三種信境。在對法。顯揚及五蘊（蘊論）說。對法。顯揚之說。唯限有體法。五蘊論之（なし）文。若不通無法。今論實有信所縁。以何為証（誠証）耶。諸諦言。顯四重二諦。有無事理諸法。悉雖攝尽レ之。業果諸諦別列委（安）說「信境」。雖惣別異其意是同。演秘此論惣談五蘊別列之釈。亦同了義。

灯心（意）也。但広五蘊論之（なし）說。即（なし）是安慧菩薩之（なし）

造也。今灯心（意）。依護法心。料簡天親本論。於安慧積。不必依憑。依之宗家所（なし）釈中。明五蘊名義。次（なし）百法性相之處。不引（列）五蘊論・釈論者。即（なし）不^二

依用之意也。此義未（なし）定。退可案之。（なし）

〔書き下し〕

問ふ。『五蘊論』中に、信の心所を釈して、（云く。）「謂く業果の諸の諦と宝（法）との中に於いて」と云々（等の文）。

爾らば（なし）今論所説の実有の信の所縁に同ならんとす。將に如何。（答ふ。）『灯』に云く。（中に）、「境も亦た此に同じ」と云々（の文）。（意顕らか也。）之に付いて今論の中には、有無の諸法を以て、俱に信の所縁と為す。而して『五蘊論』の文には、「業果諸諦」と判じて。偏に有法に限ると見たり。寛狭（既に）不同なり。如何に同と云ふべき耶。況

んや『対法』『顯揚』の（なし）説、此の論と異なる也。『五蘊論』の文、亦た不同なりとすべき耶。

〔灯〕に云く。○「顯揚」に果を略せり。『五蘊』は此に同なり。但し因と果と具に説く。彼に云く極めて正しく符順して心を淨しむるを性と為す。符順の言は、忍と欲との二に通ず。」「境も亦た此に同じ。彼に云く。謂く業果の諸の諦と宝との中に於いて、業果は即諦なり。總じて是れ此の論の実事と理と也」と云々。『二諦章』に云く。「諦とは實義、有は如実の有。無は如実の無、有無は不虛、之を名づけて諦と為す」と云々。『秘』に云く。四を論じて「此の論は總じて談ぜり。五蘊は別して云々。私に云く。四を論じて「此の論は總じて談ぜり。五蘊は別して列せり。亦た相違せず」と云々。」

私に云く。（答ふ）『五蘊論』の諸諦の言。寛く四諦二諦を包みたり。二諦に各四重有り。其の中に世間世俗は、是れ瓶軍林我有情等也。此れ即ち無体の法也。『今論』に有無の事理を俱に實有の信と名づくに同なり。若し爾らば『灯』の「業果は即ち諦なり。惣じて是れ此の論の実事と理と也」の釈、深く二論の意趣を探るもの也。

問ふ。（講匠所答なり。相違有るに似たり。）（広）『五蘊論』の釈（に云く。此文中に）を見るに、「業（と云うは）とは、福・非福等の三業なり。果とは、預流等の四果也。諦とは四諦」の文、如何に釈論の意に違して是くの如く判する耶。

答ふ。凡そ護法論主意は、無着・天（世）親の釈に依りて（任じて）其の宗義を立（て給ふ）つ。而して三種の信境を明すに、『対法』『顯揚』及『五蘊（論）』の説在り。『対法』『顯揚』之説、唯だ有體法に限る。『五蘊論』の文、若し無法に通じざれば、『今論』の実有の信の所縁、何を以て（誠に）証と為す耶。諸諦の言は、四重二諦を顯す。有無・事理の諸法、悉く攝して之を尽くし。業果の諸諦は別に列ねて委しく（安に）信

境を説くに、惣別異なるといえども、其の意は是れ同なり。『演秘』の

「此の論は總じて談ぜり。五蘊は別して列せり。」の釈、亦た『了義灯』の心（意）に同也。但し広くは『五蘊論』の説は、即ち是れ安慧菩薩の造也。今、『灯』の心（意）は、護法の心に依りて、天親の本論を料簡す。安慧釈に於いては、必ずしも依憑せず。之に依りて宗家所釈の中に、五蘊名義・次いで百法の性相を明すの処。『五蘊論』・『釈論』を引か列ねざれば、即ち依用にあらざるの意也。此義未だ一（なし）定ならず。退きて之を案すべし。

〔大意〕

本論義は、『成唯識論』卷第六に「信」についての

忍謂勝解。此即信因。樂欲謂欲。即是信果。

という文についてのものである。ここでいう「忍」とは、別境中の勝解のことと、信の因となるもので、「樂」と「欲」も別境中の欲のことと、信の果となるものである。これについて、『成唯識論了義灯』では、
問。此因果為前後俱。答。或俱時。或因前果後。亦無一定說。境
亦同之。彼云。謂於「業果諸諦寶中」。業果即諦。總是此論實事理也。

と解釈することについて、『大乘五蘊論』には、

云何為信。謂於業果諸諦寶中。極正符順心淨為性。

とあり、信の因である勝解も、果である樂欲も、特定の対象にのみ起ころ心所があるので、その対象は何かといえば、『成唯識論』では実有の事と理であるとするが、『五蘊論』では、業果の諸諦と三宝としていることについての論義である。

その大意を述べると以下の通りである。

問①『五蘊論』に、信の心所を解釈して、「業果の諸の諦と宝との中ににおいて」という。そうであるなら、『成唯識論』所説の「実有の信を所縁とすると同じことである」という表現とどのように会通したらよいのか。（答①）『成唯識論了義灯』には「境もまた同じことである」という。これについて『成唯識論』では、有無の諸法を信の所縁とし、『五蘊論』の文では、「業果の諸諦」として、有法に限った解釈のようである。寛狭の差がある。どうして同じであるといえるのか。（問②）ましてや『対法論』や『顯揚論』の説もあり、これらも『成唯識論』と異なつてゐる。『五蘊論』の文も同じとはいえないのではないだろうか。

（了義灯）にいう。「『顯揚論』は果を略しており、『五蘊論』はその点で同じである。ただし因と果はともに説いており、極めて正しく符順して心を淨とすることを性とする。符順の言は、忍と欲との二に通す。」「境もまたこれと同じ。『五蘊論』は、つまり業果の諸の諦と宝の中において、業果は即ち諦なり。すべてこれはこの論の実事と理である」という。『二諦章』にいう。「諦とは実義、有は如実の有、無は如実の無、有無は不虛、これを諦と名づける」という。『成唯識論演秘』にいう。「この論は総合的に談ずるのである。五蘊は別の側面ももつが、相違はしていない」という。）

答③私にいう。『五蘊論』の諸諦の言は寛く四諦二諦を包んでいる。二諦に各々四重がある。その中で「世間世俗」は、瓶軍林我有情等である。これは無体の法である。『成唯識論』に有無の事理をあわせて実有の信と名づけることと同じである。もしそうであれば『了義灯』の「業果は諦であり、すべてこれはこの論の実事と理である」は、深く二論の意趣を

探るものである。

問④(講匠の答えるところである。相違するところがあるようだ。)『五蘊論』の釈を見ると、「業とは、福・非福等の三業である。果とは、預流等の四果である。諦とは四諦である」の文、どうして釈論の意と相違してこのように解釈するのか。

答④護法論主の意は、無着・世親の釈によってその宗義を立てる。三種の信の対象を明す場合、『対法論』『顯揚論』『五蘊論』の説がある。『対法論』『顯揚論』の説は、有体法のみとする。『五蘊論』の文が、無法に通じなければ、『成唯識論』の実有的信の対象は、どのように会通できるのであろうか。「諸諦」は、四重二諦を顯している。有無・事理の諸法をすべて摂めている。業果の諸諦は別の観点から信の対象を説いているので、惣別で観点が異なるけれども、その意は同じである。『演秘』の「この論は總じて談じており、五蘊は別の観点である。」という解釈は、また『了義灯』の心と同じである。ただし広くは『五蘊論』の説は、安慧菩薩の造である。今、『灯』の心は、護法の心によつて、世親の本論を料簡しているものである。安慧釈については、必ずしも依憑していない。これによつて宗家の所釈の中に、五蘊名義・百法の性相を明すところに、『五蘊論』・『釈論』を引かなければ、依用することができないということである。この義は未だ一定ではない。根本にもどつて考案すべきである。

以上が大意であるが、この論義は、信の所縁の境について、『成唯識論』では、有無の諸法とし、『五蘊論』の文では、業果の諸諦としていることを中心に、『対法論』『顯揚論』などの説と法相唯識の学説との会通を図るうとするものである。ただし、ここでひとつ問題がある。それは、『五蘊論』が法相唯識では異端とされる安慧造であることから生じる問題

である。「諸諦」を護法正義で四重二諦で解釈するのか、安慧の業果の諸道を学ぶための重要な観点を明らかにしようとしたとの意図が感じられる論義であった。

[註記]

①詳細については、拙稿「藏俊著『唯識論菩提院鈔』と『夢旧抄』の中の論義 「約入仏法」について」を参照されたい。

②大正三一・六九七中
③仏教体系本『成唯識論』第三・二五九頁
④『新導本成唯識論』・二四五頁

⑤大正三一・六九七中
⑥『成唯識論本文抄』論第六之一（大正六五・五九六中）に引用。

⑦『新導本成唯識論』・二四五頁

- (8) 仏教体系本『成唯識論』第三・二五九頁
- (9) 『成唯識論本文抄』論第六之一（大正六五・五九六中）に引用。
- (10) 『新導本成唯識論』・四頁
- (11) 『成唯識論本文抄』論第六之一（大正六五・五九六中）に引用。
- (12) 仏教体系本『成唯識論』第三・二五九頁
- (13) 仏教体系本『成唯識論』第三・二五九頁
- (14) 大正三一・六九七中
- (15) 大正三一・六九七中
- (16) 『新導本成唯識論』・二四五頁
- (17) 仏教体系本『成唯識論』第三・二五九頁
- (18) 大正三一・六九七中
- (19) 大正三一・八四八下
- (20) 仏教体系本『成唯識論』第三・二六三頁
- (21) 仏教体系本『成唯識論』第三・二五九・二六〇頁
- (22) 仏教体系本『成唯識論』第三・二六三頁
- (23) 『成唯識論本文抄』論第六之一（大正六五・五九六下）に引用。
- (24) 仏教体系本『成唯識論』第三・二六一頁
- (25) 『新導本成唯識論』・二四六頁
- (26) 仏教体系本『成唯識論』第三・二六三頁
- (27) 大正三一・八四八下